

(危険要因の把握及び必要な措置)

第40条の2 別表第5に定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

※ 改正経過：追加〔平成17年条例第34号〕

【趣旨】

本条は、自主的な保安対策による事故防止を図るため、別表第5に定める数量の100倍以上の可燃性固体類、可燃性液体類、合成樹脂類及び再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）を貯蔵し、又は取り扱う場合について定めたものである。

【解説】

- 1 危険要因の把握にあたっては、一般に類似施設の事故及びトラブルの事例等を参考として、対象施設の火災発生・拡大要因を整理することが必要である。この場合、施設形態、貯蔵又は取扱いの形態が類型化され得るような施設については、これまでの経験及び知見に基づき、施設構成、取扱工程等ごとに、想定される事故形態と、必要と考えられる対策を簡条的に整理するような簡易的な方法により整理することで差し支えない。
- 2 「当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置」とは、貯蔵及び取扱いに係る措置又は貯蔵し取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準のいずれか、又は組合せにより、当該事業所の実情に応じて講じる必要がある。
- 3 バイオマス発電のため「廃棄物固形化燃料等」に該当する木質ペレットを貯蔵及び取扱いする場合は、鎮火までに長期間を要した事例や同一事業所において火災や爆発が繰り返されている事例があることから、当該事業所において、当該木質ペレットの性質に起因する危険要因について、適切にリスクアセスメントを行い、その結果を踏まえ、火災予防上有効な措置の具体的な方法等を条例71条第1項の届出の添付書類において、明確に定めること。（令和6年2月20日付け消防危第36号）